

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（1）調達物品の名称及び数量

給電機能付地震体験車 一式

調達物品の詳細は、入札説明書別添「鳥取県給電機能付地震体験車仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（2）調達物品の仕様

入札説明書による。

（3）納入期限

令和8年3月27日（金）

（4）入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

（2）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（3）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格の申請書類に準じたものを令和7年4月25日（金）午後5時までに4の（1）の場所に送付し、資格審査を受けた者であること。

（4）本件調達物品又はその同等品の納入に関する契約を、国、地方公共団体その他の官公署（外国のものを含む。）と締結し、平成31年4月1日から本件調達公告の日までの間に、その納入をした実績を有する者又実績を有するメーカーと代理店契約を締結している者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部消防防災課

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部消防防災課

電話 0857-26-7082

電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

（2）入札説明書等の交付方法

令和7年4月4日（金）から同月25日（金）午後5時までの間にインターネットの鳥取県危機管理部消防防災課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoubou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月4日（金）から同月25日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後

5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月15日（木）午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日（水）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第36会議室（第二庁舎6階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年4月25日（金）午後5時までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断された入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Earthquake—Simulation Vehicle with power supply function, 1 set

(2) April 25, 2025 5:00 PM : Time—limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 15, 2025 10:00 AM : Time—limit for submission of tenders

(May 14, 2025 5:00 PM : Time—limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefecture crisis management part Firefighting and Disaster Prevention Division, 1—271 Higashi—machi, Tottori—shi, 680—8570, Japan TEL : 0857—26—7082